

第16号議案

供給先未定発電事業者等の容量登録の申請受付について

(案)

供給先が未定の発電設備を保有する事業者および発電設備を設置しようとする事業者が、連系線の利用登録を行うことを可能とする旨の業務規程の変更案について、第1回通常総会での承認を経て経済産業大臣の認可を受けた場合には、別紙1により連系線の利用登録を受け付けることとし、円滑な手続きを行えるよう事前に同内容を本機関のウェブサイトで公表する。

別紙1：供給先未定発電事業者等の連系線利用申込み手続について

以上

会員 各位

電力広域的運営推進機関

## 供給先未定発電事業者等の連系線利用申込み手続について

当機関は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第9回制度設計ワーキンググループにおける議論に基づき、当機関の第1回通常総会（4月9日開催予定）において、供給先が未定の場合であっても、発電設備を保有する事業者様および発電設備を設置しようとする事業者様（以下、併せて「発電事業者様等」といいます。）が、連系線の利用登録を行うことを可能とする旨の業務規程の変更案について決議する予定です。

供給先未定の発電事業者様等におかれましては、第1回通常総会において業務規程の変更案が承認され、経済産業大臣の認可を受けた場合には、連系線の利用登録が可能となりますので、利用登録を希望される場合には、下記のとおり、連系線の利用登録の手続をお願いいたします。

但し、供給先未定の発電事業者様等の連系線利用は、長期計画に限り容量登録が可能であり、年間計画の提出時までには供給先を確定し、他の電気事業者様（但し、卸電気事業者様は除きます。）に連系線利用計画を承継する必要があることにご留意頂きますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 提出書類

- ①供給先未定の連系線利用申請書（別添様式第1参照）
- ②発電所の開発等についての計画書（経済産業省令に定める供給計画様式に準じる計画書）
- ③電気の取引に関する計画書（経済産業省令に定める供給計画様式に準じる計画書）
- ④連系線利用計画の承継についての誓約書（別添様式第2参照）
- ⑤発電設備等の接続検討が完了していることが確認できる書類

#### 2. 提出対象

供給先未定の発電事業者様等が、連系線の利用を希望する場合又は利用計画を変更若しくは更新する場合には、以下の区分にしたがって、提出書類を当機関へ提出して頂く必要があります。

なお、当機関が供給先未定の発電事業者様等から提出を受けた供給計画により希望計画又は利用計画の妥当性が確認できる場合は、提出を省略できる場合があります。

##### （1）新規に連系線の利用を希望する場合

新規に連系線の利用を希望する発電事業者様等は、当機関へ提出書類①から⑤全ての提出をお願いいたします。

##### （2）連系線利用計画を変更若しくは更新する場合

---

1 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第9回制度設計ワーキンググループ資料5-2「論点3：発電事業者等による地域間連系線の容量確保」をご参照ください。

連系線利用計画の変更若しくは更新する発電事業者様等は、当機関へ提出書類②及び③の提出をお願いいたします。

### 3. 申込手続

#### (1) 受付開始日

当機関の第1回通常総会において業務規程の変更案が承認され、経済産業大臣から業務規程変更案の認可を受けた日の翌日から、供給先未定の発電事業者様等の希望計画の受付を開始します。

なお、業務規程変更案について認可を受けた場合には、別途当機関のウェブサイトにてお知らせいたします。

#### (2) 申込手続の方法

別紙「供給先未定の連系線利用申請手続フロー」をご参照の上、以下の申込窓口へ申請書（様式第1）の提出をお願いいたします。

##### 【申込窓口】

電力広域的運営推進機関 運用部 連系線管理グループ

住 所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10-10

電 話：03-6632-0906

電子メール：renkeisenkanri-g@occto.or.jp

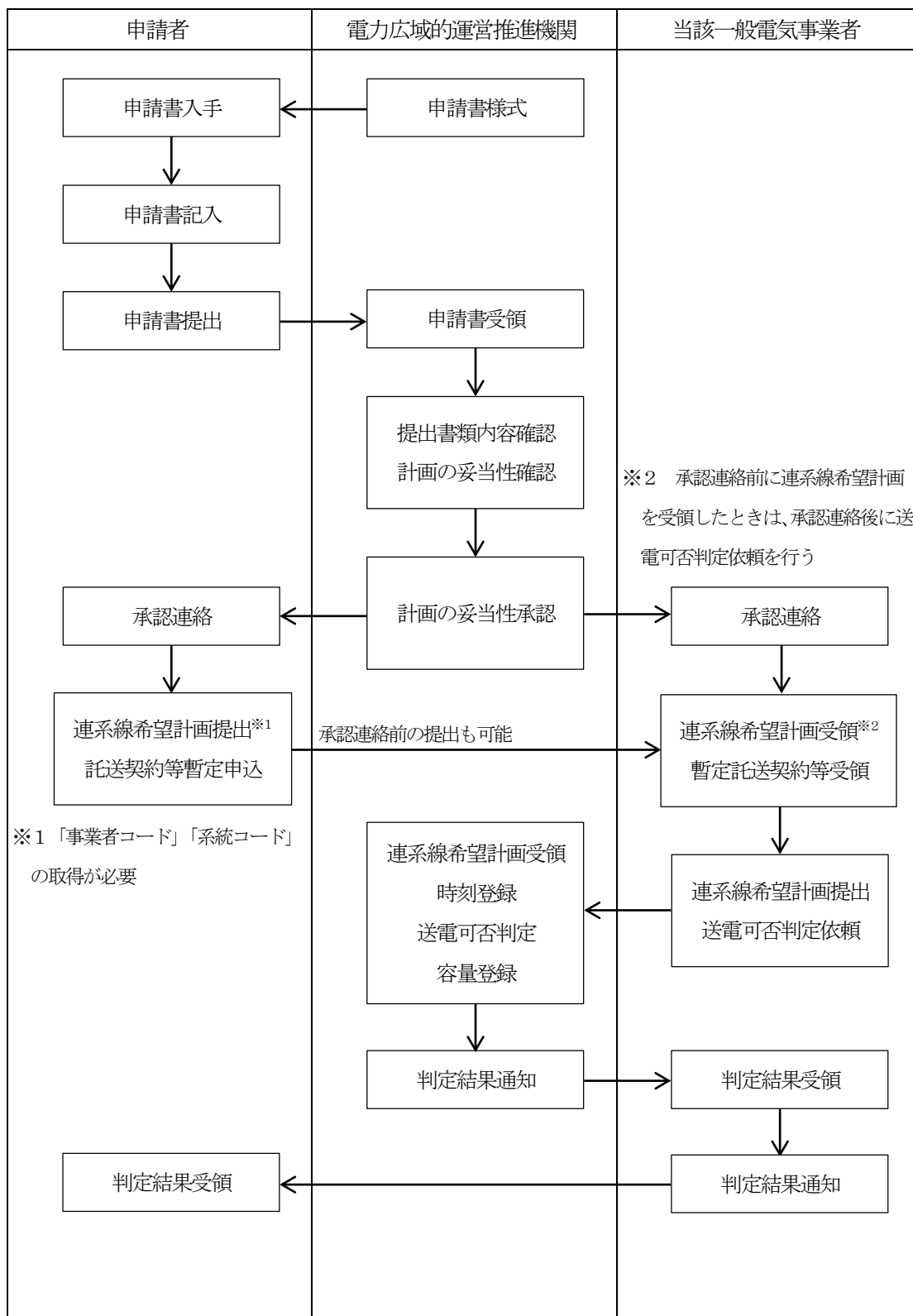
### 4. その他

連系線希望計画は、一般電気事業者へ提出して頂く必要がございますが、連系線希望計画の提出にあたっては、系統コード及び事業者コードの設定が必要となりますので、事前に当機関にお申し込み頂き、系統コード及び事業者コードを取得して頂きますようお願いいたします。

なお、供給先未定の連系線利用申請書に記載して頂いた事項は、当機関において、妥当性を確認する目的のみで使用し、当該目的以外に使用いたしません。

以 上

供給先未定の連系線利用申請手続フロー



## 供給先未定の連系線利用申請書

電力広域的運営推進機関 御中

電力広域的運営推進機関の業務規程第67条の2に基づき、供給先未定の連系線利用について以下のとおり申請します。

申請者

住 所 〒●●●●—●●●  
●●●●県●●●●市●●●●町●●●●番地●

(フリガナ) ( △△△ )  
事業者名 ●●●●発電株式会社

代表者氏名 ●● ●●

印

(1) 発電設備等設置者名 (フリガナ) (仮称可)	△△△ ●●●●発電株式会社
(2) 発電者の名称 (フリガナ) (発電所名、仮称可)	△△△ ●●●●発電株式会社 ●●●●発電所 (仮称)
(3) 発電設備等設置場所 (設置予定場所)	●●●●県●●●●市●●●●町●●●●番地●
(4) 受電地点における受電電力 (電力系統への送電電力)	最大 kW ・年度毎に異なる場合は、年度ごとに記載する。
(5) 発電設備連系区域 (予定区域)	○○電力区域
(6) 供給予定区域	●●●●電力区域
(7) 連系線利用希望電力 (長期計画)	最大 kW ・年度毎に異なる場合は、年度ごとに記載する。
(8) 託送供給開始・終了希望日	・開始:平成**年**月**日 ・終了:平成**年**月**日
(9) 連絡先	住 所 〒●●●●—●●●● 事業者名 ●●●● 所 属 ●●●● 担当者名 (フリガナ) 電 話 ●●●●—●●●●—●●●● F A X ●●●●—●●●●—●●●● e-mail ●●●●@●●●●
(10) 添付書類	①発電所の開発等についての計画書 ②電気の取引に関する計画書 ③連系線利用計画の承継についての誓約書 ④発電設備等の接続検討が完了していることが確認できる書類

## 供給先未定発電事業者等の容量登録の申請受付について（案）

### 1. 申込みの受付

#### (1) 受付時間

営業日※の 9時～12時、13時～17時

※営業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く日

- ・ 9時以前に電話があった場合は、9時以降に改めて電話が必要な旨を説明する。
- ・ 17時以降に電話があった場合は、翌営業日の9時以降に改めて電話が必要な旨を説明する。

#### (2) 受領時刻の確認と記録

申請受付手続きは、申請書類の持参又は申請書類の提出（到着）と受付電話への申込連絡の完了をもって開始する。

申請受付手続きを開始する時には受領時刻を確認し、申請者に受領時刻を伝える。

申請者に伝えた受領時刻を記録し、受領時刻の早いものから申請書類の確認を行う。

なお、受領時刻は、①、②、③のとおりとする。

- ① 申請書類を持参された場合の受領時刻は、書類を受領した時刻とする。
- ② 申請書類を郵送（事前にメール又はFAXにて提出）にて提出された場合の受領時刻は、原則として申込連絡の電話を切る直前の時刻とする。（申込連絡の時点で書類の到着を確認できないときは、到着確認後に改めて申込連絡するよう依頼する。このときの受領時刻は、改めてなされた申込連絡の電話を切る直前の時刻とする。）
- ③ ①又は②の場合において、受付時間内に応対を開始したものの、応対中に受付時間外となったときの受領時刻は次のように取り扱う。
  - ・ 12時以前に応対を開始したもの：受領時刻 12：00
  - ・ 17時以前に応対を開始したもの：受領時刻 17：00

### 2. 申請書類の確認

申請書類について、書類の有無、記載漏れ、記載誤り、書類間の整合等について確認を行う。

各計画書に記載されている事項の不整合等、妥当性の確認に不可欠な内容に不備がある場合は、書類の修正を依頼する。この場合は、受領時刻を無効とし、改めて受付手続きを行う。

なお、修正後の再提出までの間に別の申請があった場合は、別の申請の受付手続きを行う。

以上

供給先未定発電事業者等の容量登録の申請受付確認票

申請者	
受付年月日	年 月 日 ( ) 時 分 <input type="checkbox"/> 相互確認
対応者	申請者 / 連系線管理G
提出書類	<input type="checkbox"/> 供給先未定の連系線利用申請書 <input type="checkbox"/> 発電所の開発等についての計画書 <input type="checkbox"/> 電気の取引に関する計画書 <input type="checkbox"/> 連系線利用計画の承継についての誓約書 <input type="checkbox"/> 発電設備等の接続検討が完了していることが確認できる書類
対応メモ	